

令和4年度の自治基本条例の推進に係る取組結果

茅ヶ崎市における自治の更なる推進を図るため、令和3年3月に「茅ヶ崎市自治基本条例推進方針(以下「推進方針」という。)を作成し、条例の定着と安定的な運用を目指しています。

推進方針に基づき、各課かいにおける取組状況を把握し、条例を踏まえた業務の振返りや改善につなげることを目的として、

- 自治の推進に係る各課かいの取組状況の確認
- 推進方針の「条文に規定された事項を推進するための取組」の取組状況の確認及び「取組の状況」の更新

を行いました。

取組状況の確認は、毎年度実施し、次年度の取組につなげるとともに、条例第30条に基づく4年毎の自治基本条例の検証において、自治の推進に適合したものであるかを検証する際に活用します。

また、職員一人一人が、市政運営の基本原則である市民参加や情報共有、説明責任等の重要性を理解するとともに、自治基本条例の理念を踏まえ日々の業務を遂行するという意識を高めることを目的に、自治基本条例職員研修を実施しました。

令和4年度に実施したこれらの取組状況の結果について、報告します。

1 「6つのキーワード」を踏まえた取組状況の確認結果について

推進方針に掲げる「6つのキーワード」を踏まえた取組について、全課かいを対象に確認を行いました。

(1) 照会・回答期間

令和5年5月18日から同年6月9日まで

(2) 実施した取組結果と課題及び改善策

「6つのキーワード」を踏まえた取組状況の結果については、参考資料1及び参考資料2のとおりです。「6つのキーワード」を踏まえた取組については、92課かい中86課かいで6つのキーワード全てを踏まえた取組が行われていることを、確認しました。また、多くの課かいで課題に対する改善策を掲げ、業務改善に取り組んでいることを確認しました。

2 「条文に規定された事項を推進するための55の取組」の確認結果について

推進方針に掲げる「条例に規定された事項を推進するための55の取組」について、担当課かいを対象に確認を行いました。

(1) 照会・回答期間

令和5年5月18日から同年6月9日まで

(2) 実施した取組結果と課題及び改善策

「条例に規定された事項を推進するための55の取組」の取組状況の結果については、参考資料1及び参考資料3のとおりです。全ての課かいいにおいて、掲げた取組が適正に行われており、多くの課かいいで、業務改善に取り組んでいることを確認しました。

3 自治基本条例第7条及び第11条に係る取組について

推進方針では、第7条に規定された事項を推進するための取組として、「法令や条例等に基づく規制、誘導又は指導の実践」及び「地域社会との調和を図る事業者の取組への支援」を、第11条に規定された事項を推進するための取組として、「部局横断的な検討組織」を掲げています。自治基本条例第7条及び第11条に係る取組について、全庁に照会を行いました。

(1) 照会・回答期間

令和5年5月12日から同年5月31日まで

(2) 実施した取組結果と課題及び改善策

取組の結果は参考資料4のとおり、多くの課かいいで、第7条及び第11条に係る取組が行われていることを確認しました。

4 令和4年度全職員研修結果について

自治基本条例の定着と安定的な運用を目指すため、毎年度継続的に自治基本条例に関する全職員研修を実施しています。

(1) 受講対象者

医療職以外の全職員(療休、産休、育休等の職員及び会計年度任用職員を除く)

(2) 受講期間

令和5年2月27日から同年3月24日まで

(3) 内容及び実施結果

自治基本条例に関する研修資料を各職員が一読後、確認テストを実施しました。確認テストの設問は、参考資料5のとおり、条例や推進方針に関するものとなっています。

受講対象者数は1,668名、回答者数は1,530名、全問正解者数は1,126名で、回答者

数に対する全問正解者数は、73.6%となり、前年比2.5ポイントアップとなりました。

今後も条例の定着と安定的な運用を目指し、引き続き全職員研修を実施してまいります。

条例の定着と安定的な運用のため、自治基本条例推進方針について、前述の「6つのキーワード」を踏まえた取組状況のフィードバックや、職員研修等により、引続き更なる庁内周知を図ります。